

「2025年日本政府年次報告『強制労働に関する条約（第29号）』（2022年6月1日～2025年5月31日）」に対する意見

2025年7月24日
日本労働組合総連合会

2. 質問（b）について

（1）2023年条約勧告適用専門家委員会のオブザベーションについて

①外国人技能実習制度

○外国人技能実習生の適切な保護を確保するための措置

技能実習制度については、本人の意向により他の職場に転籍することが制限されていることに加え、技能実習生が多額の借金を背負い来日して就労するという実態がある。「技能実習生の支払い費用に関する実態調査（令和4年7月）」によれば、来日前に借金をした技能実習生は全体の約55%で、その平均額は約55万円である。こうした課題を改善する観点から、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」の改正が検討され、第213回国会において「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、2024年6月21日、公布された。

同法では、「悪質な送出国への排除に向けた取組強化」や「管理団体の厳格化」、「やむを得ない事情がある場合の転籍の明確化および本人意向の転籍」、「入国時に労働者が背負う借金の低減」などが盛り込まれたが、その施行は2027年とされており、その間は現行の技能実習制度が継続される。施行までの間、現行制度の適正運用には、送出国や送出国機関への一層の働きかけや対応が必要である。

また、技能実習制度から育成就労制度に移行した後についても、適正な制度実施および外国人労働者のより一層の保護のためには、改正法に基づく適正な運用が必要であり、外国人技能実習機構から改組される外国人育成就労機構の体制の一層強化が必要であるが、機構の予算面・人員面の強化は十分になされていない。また、改組前の現段階から労働関係法令および入管法等の各種法令に関する研修を強化し、機構の職員の育成に努めるべきである。

日本政府の年次報告では、技能実習法および労働関係法令等の違反について、外国人技能実習機構による実地検査、労働基準監督機関による監督指導を行い、重大または悪質な法令違反については取消し等の行政処分や送検を行っているとしている。しかし、2023年の労働基準監督機関による監督指導状況においても、依然として約7割の実習実施者に労働基準関係法令違反が認められており、違反率は高止まりしたままである。

また、外国人技能実習機構の「令和5年度業務統計」によれば、技能実習実施困難時届のうち、団体監理型では技能実習生都合を理由とするものが全体の約9割を占め、そのうち行方不明を理由とするものが約2割である。技能実習生の行方不明事案については、その背景に劣悪な労働環境があることも少なくなく、法令に違反した実習実施者および監理団体への実地検査の頻度を上げるとともに、許可取消や受入停止など厳正に対処することによって、法の履行確保をはかるべきである。

技能実習生の劣悪な労働環境については、技能実習生の解雇や労働災害などに係

る労働相談も連合に寄せられており、技能や技術の開発途上国等への移転をはかるという技能実習制度の趣旨に鑑みれば、安易な解雇や不適切事案に対して厳正な対処をはかるとともに、外国人技能実習機構による積極的な相談・援助支援を行うことが求められている。

以 上

「2025年日本政府年次報告『就業が認められるための最低年齢に関する条約（138号）』（2022年6月1日～2025年5月31日）」に対する意見

2025年7月24日
日本労働組合総連合会

3. 質問（c）について

日本国政府の年次報告では、就業の最低年齢規制を含む労働関係法令の監視組織として、労働基準監督署と労働基準監督官を掲げており、労働基準監督官の数（3,122人）は、前回報告（2022年報告：3,042人）に比べて微増にとどまっている。

労働基準監督官数（3,122人）と労働者（雇用者）数（6,138万人：2025年3月労働力調査）とを比較すると、労働基準監督官1人あたりの労働者数は1万9,660人であり、前回報告時（労働基準監督官3,042人、6,045万人：2022年3月労働力調査）の労働基準監督官1人あたりの労働者数1万9,871人よりわずかに改善しているが、ILO基準（※）が定める「労働基準監督官1人あたりの労働者数は最大1万人」を大きく下回っている。

監督指導業務や司法検察業務などに従事する労働基準監督官をILO基準まで増員するとともに、監督を強化し、就業の最低年齢規制違反をはじめとする労基法違反への適正かつ厳格な対応をはかることが必要である。

※2006年11月ILO理事会

「Strategies and practice for labour inspection(GB.297/ESP/3)」

以 上